

愛知県人権尊重の社会づくり条例抜粋

第2節 インターネット上の誹謗(ひぼう)中傷等の未然防止及び被害者支援

第7条 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 インターネット上の誹謗(ひぼう)中傷等（インターネットを利用した情報の発信で、誹謗(ひぼう)中傷、プライバシーの侵害その他の人権を侵害することとなるものをいう。次号において同じ。）を未然に防止するために必要な教育、啓発その他の施策

二 インターネット上の誹謗(ひぼう)中傷等による被害者の支援を図るために必要な施策

あいち人権推進プラン抜粋

2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応

(1) インターネットによる人権侵害

インターネットは、生活を豊かにする反面、使い方を間違えたり、悪意を持って使うことで、深刻な人権侵害が発生したり、社会的にも大きな影響を及ぼしたりする場合があります。インターネットは、コミュニケーションの輪を広げ、知りたい情報を得ることができ、誰でも自己表現ができるといった点で、人権の面でもプラスに働くものです。しかし、使い方によっては、人権が侵害され、つながりが分断され、言論が封じ込められかねません。そのため、国においては、権利侵害情報の発信者を特定するための手続きの簡素化を図ったり、悪質な侮辱行為に対する法定刑を重くするなどの対策をとっています。本県においても、人権条例の中で、「インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援」を個別に規定しており、インターネット上の誹謗中傷等を未然に防止するために必要な教育、啓発その他の施策を講じたり、被害者の支援を図るために必要な施策を講じることにより、インターネット上の誹謗中傷等のない社会をめざしていきます。

③モニタリングの推進

本県として、インターネット上の誹謗中傷等の実態を把握するため、差別を助長する書き込み等がないか巡回してモニタリングを行い、インターネットの適正利用につながるよう、モニタリングを通して情報収集や分析を行うとともに、モニタリングの結果等を周知することにより、インターネット上の誹謗中傷等を未然に防止するための啓発を行います。また、差別を助長する悪質で違法性が高いと考えられる書き込みについては、国の人権擁護機関である法務局へ削除要請を行います。さらに、市町村との情報共有及び協力体制の構築を図ります。

④誹謗中傷等の被害者支援

インターネット上の誹謗中傷等によって被害を受けた場合、気軽に相談できるよう、本県に相談窓口を設け、国の専門機関や法務局につなぐとともに、必要に応じて、弁護士による法律相談も行うことにより、被害者の支援を行います。

⑤他自治体と連携した取組の推進

インターネット上の誹謗中傷をなくすためには、法制度の壁があるため、本県だけの取組では限界があります。そこで、他自治体と連携して、国に対して、インターネット上の誹謗中傷をなくすための取組を働きかけます。例えば、プロバイダが差別を助長する書き込みを削除する場合の権利侵害の条件を緩和したり、サービス事業者自らがモニタリングを実施するよう、プロバイダ責任制限法の改正などを国に働きかけます。加えて、インターネットモニタリングを実施している他の自治体と連携し、モニタリングの効率的で費用対効果の高い方法を検討します。

(3) 部落差別

⑦インターネットを利用した差別的情報の流布の防止

インターネット上には、様々な情報があふれており、その中には、被差別部落への偏見や差別をあおる情報を始め、個人のプライバシーを侵害する情報も掲載されています。特に、特定の地域を被差別部落であると指摘した上で、差別的な説明とともに地図や写真、動画が掲載されるといった事例があり、2007（平成 19）年には、こうした情報を掲載した者が名誉毀損の疑いで逮捕され、懲役1年執行猶予4年の有罪判決を受けましたが、いまだに動画サイトに被差別部落を投稿する事例が見受けられます。本県においては、インターネットモニタリングを実施しており、こうした投稿を見つけ次第、法務局へ削除要請を行っていますが、こうした取組を強化することにより、差別的情報の流布を防止します。